

日常生活用具

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口） Tel：20-1369

在宅の障がい者の日常生活を快適にするため、各種の用具が給付されます。原則として費用の1割を負担していただきます（負担上限月額がP21参照）。申請には、障害者手帳、給付を希望される用具のカタログ等、品目によってはその他添付書類が必要です。購入される前に、申請が必要です。

市民税所得割46万以上は全額自己負担
(児童は除く)

注1 ■■■■ は介護保険の福祉用具給付（貸与）が優先されます。

注2 品目によって耐用年数が決められています。再給付を受ける際は、原則として耐用年数を過ぎていなければなりません。

注3 給付基準額とは、各品目において費用が補助される額の上限です。給付基準額を超えた額は、全額自己負担です。詳しくは窓口に問合せください。

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹	1・2級	○	18歳以上		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できます。	8	154,000	
	訓練用ベッド (児童のみ)			○	6～17歳			8	159,200	
	入浴担架				3歳以上	入浴に介助を要する方	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができます。	5	82,400	
	体位変換器			○	6歳以上	下着交換等に介助を要する方	寝たきり状態の人の寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にします。	5	15,000	
	移動用リフト			○	3歳以上		障がい者を移動させるとき、容易になります。(住宅改修を伴うものを除く)	4	159,000	
	訓練いす (児童のみ)				3～17歳		座位を保ち、前に取りつけたテーブルで上肢機能の訓練ができます。	5	33,100	
	特殊尿器			1級	○	6歳以上	常時介護を要する方	尿が自動で吸引されます。	5	67,000
	特殊マット			下肢・体幹 下肢・体幹 知的障がい	1級 1・2級 A	○	18歳以上 3～17歳	常時介護を要する方	じょくそう(床ずれ)の防止又は失禁等による汚染又は摩擦を防止できます。	5
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう・直腸・小腸	1～4級		制限なし	ストマ造設者		—	消化器系 8,858/月 尿路系 11,639/月	
	紙おむつ	脳原性運動機能障がい かつ意思表示困難者・ 高度の排便若しくは 排尿機能障がい	—		3歳以上	脳原性運動機能障がい かつ意思表示困難者は 医師意見書の提出が必要		—	12,000/月	
	収尿器	高度の排尿機能障がい	—		制限なし		右記の()は簡易型です	1	男性用 7,700 (5,700) 女性用 8,500 (5,900)	

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹	1～6級	○	3歳以上	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助します。（住宅改修を伴うものを除く）	8	90,000
	便器		1・2級	○	6歳以上		手すりを取り付けることができます。（住宅改修を伴うものを除く）	8	4,450 手摺付 5,400
	頭部保護帽	平衡・ 下肢・体幹 知的障がい 精神障がい	1～6級 A 1～3級		制限なし	転倒等により頭を強打する恐れのある方	転倒等の衝撃から頭部を保護できます。	3	スポンジ、革 15,200 プラスチック 36,750
	T字状・棒状のつえ	平衡・ 下肢・体幹	1～6級		3歳以上			3	4,460
	移動・移乗支援用具			○	制限なし	家庭内の移動等において介助を必要とする方	手すりやスロープ等を取り付けることができます。（住宅改修を伴うものを除く）	8	60,000
	特殊便器	上肢 知的障がい	1・2級 A	○	6歳以上		足踏ペダルにて温水温風を出すことができます。（住宅改修を伴うものを除く）	8	151,200
	火災警報器	身体障がい 知的障がい	1・2級 A		制限なし	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせます。	8	15,500
	自動消火器			○			室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火します。	8	28,700
	電磁調理器	視覚 知的	1・2級 A		制限なし	視覚障がい者のみの世帯、知的障がいの程度が重度又は最重度の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		6	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	1・2級			6歳以上	ボタンを押すと電波を送信し、周囲に設置された音声標識ガイドシステム等を動作させます。	10	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	2級		制限なし	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できます。	10	87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓	1・3級		3歳以上	自己連続携行式腹膜還流法（CAPD）透析療法される方	透析液を加温し、一定温度に保てます。	5	51,500
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器	1・3級	○	制限なし	肢体不自由で医師意見書により必要性が認められる方も給付可	ネブライザーの機能を備えた品物は、電気式たん吸引器として扱います。	5	36,000
	電気式たん吸引器							5	56,400
	パルスオキシメーター	人工呼吸器装着者			制限なし	医師の意見書により必要性が認められる者	呼吸器状態を継続的にモニタリングします。	6	157,500
	人工呼吸器用発電機・外部バッテリー（蓄電池を含む）							5	100,000

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法者			制限なし			10	17,000	
	視覚障害者用体温計	視覚	1・2級		6歳以上		測定した体温を音声で知らせます。	5	9,000	
	視覚障害者用体重計				6歳以上	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5	18,000		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語 肢体不自由	1～6級		6歳以上	発声・発語に著しい障がいがある方	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換します。	5	98,800	
	情報・通信支援装置	視覚・上肢	1・2級		制限なし		パソコンを使用する際に、必要となる周辺機器やソフトウェアです。	3	100,000	
	点字ディスプレイ	視覚かつ聴覚視覚(必要と認める者)	1・2級				文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示せます。	6	383,500	
	点字器	視覚	1～6級		6歳以上	本装置により文字等を書くことが可能になる方	右記の()は携帯型です。	7 (5)	10,400 (6,600)	
	点字タイプライター				制限なし	就労・就学しているか就労が見込まれる方		5	63,100	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		1・2級		6歳以上		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書書の再生が可能なものです。	6	録音再生 85,000 再生専用 48,000	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置						文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力します。	6	99,800	
	視覚障害者用ラジオ				制限なし		テレビ音声の受信が可能になります。	6	29,000	
	視覚障害者用拡大読書器・音声読書器		1～6級		6歳以上		本装置により文字等を読むことが可能になる方	読みたいものの上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。音声読書器にあっては文字を音声で読み上げるもの。	8	198,000
	点字図書						主に情報入手を点字により行っている方	一人当たり年間6タイトル又は24巻を限度とし給付します。	—	—
	視覚障害者用時計		1・2級		6歳以上			10	触読式 10,300 音声式 13,300	
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚	1～6級		制限なし	本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳の映像を画面に出力し、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信します。	6	88,900
	聴覚障害者用通信装置		聴覚・発声言語			6歳以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な方	FAX(電話と一体型)やテレビ電話など音声の代わりに文字等により通信可能になります。	5	71,000
人工喉頭	喉頭摘出者		制限なし			右記の()なしは電動式 ()ありは笛式	5 (4)	74,160 (8,100)		